

新潟市訓第1号  
企画財政局長  
(担当 財政部契約課)

各関係所属長 様

機械設備の修理に係る工事請負契約で企画財政局財政部契約課

以外の課に所掌させるものの指定について

昭和46年6月21日付新潟市訓第3号で通知しました、機械設備の修理に係る工事請負契約で総務部監理課以外の課に所掌させるものの指定については、次のように改めます。

記

次の表の左欄に掲げる機械設備の修理に係る工事請負契約は、当該右欄に掲げる課が所掌するものとする。

| 機 械 設 備 の 種 類             | 事 務 所 掌 課                 |
|---------------------------|---------------------------|
| 本庁舎の内線電話設備                | 企画財政局<br>財政部管財課           |
| 下水道ポンプ施設及びその附属設備          | 都市整備局下水道部<br>下水道施設管理センター  |
| ごみ処理施設およびし尿処理施設並びにそれら附属設備 | 市民局環境部 清掃課<br>" 東・西清掃センター |